

令和 6 年 度

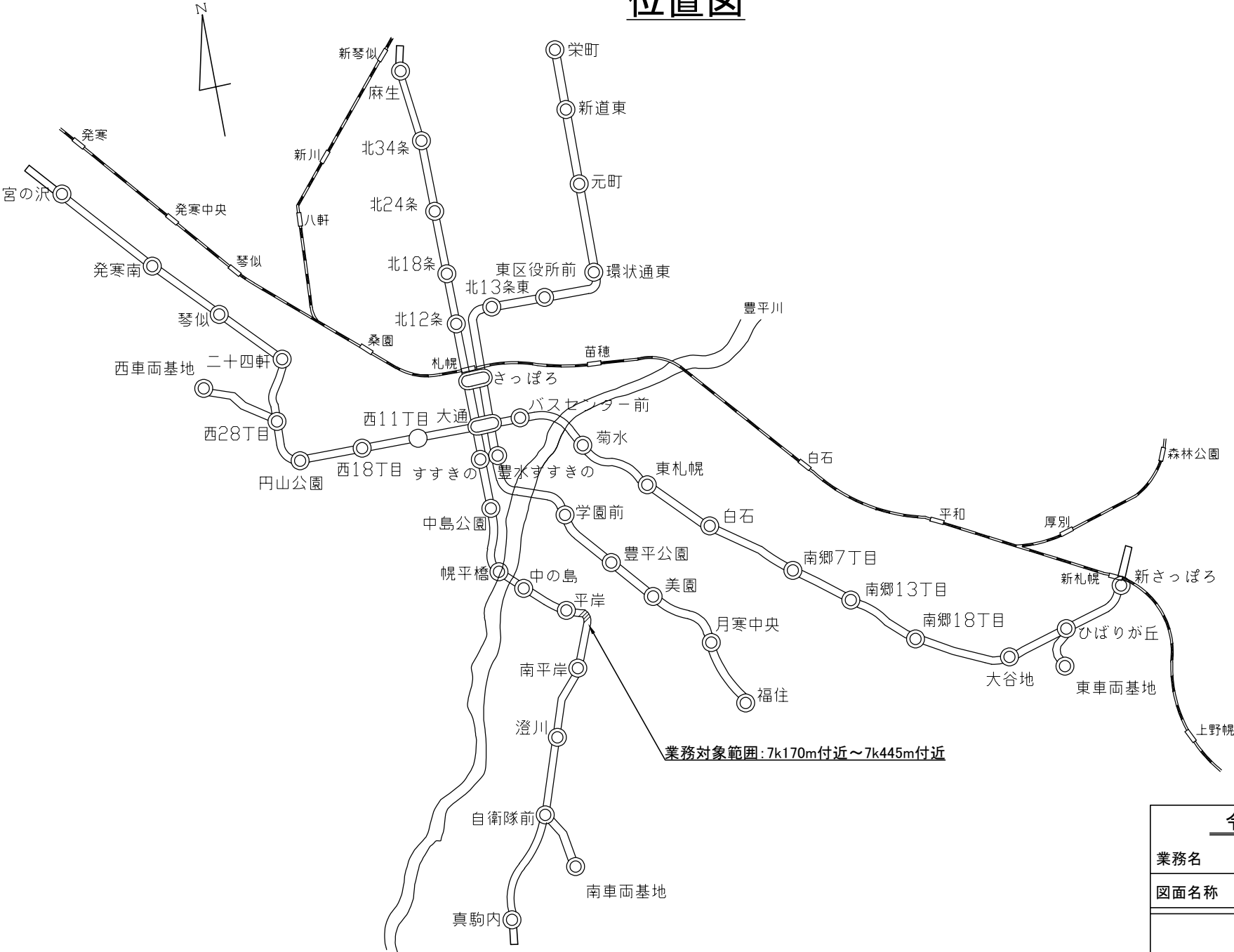
業務設計書（公示用）

業務名： 南北線地下鉄躯体照査検討業務

令和 6 年 1 1 月 単価適用

交通局 高速電車部 施設課 土木係

位置図



令和6年度設計図	
業務名	南北線地下鉄躯体照査検討業務
図面名称	位置図
札幌市交通局高速電車部	

(24 (交) 第4416号)	業務名	南北線地下鉄躯体照査検討業務
-------------------	-----	----------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

- (1) 地表面上載荷重限界値の検討 : 一式
- (2) 地下躯体の補強計画検討 : 一式

2. 場所

地下鉄南北線 平岸駅～南平岸駅

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 7年 3月26日までとする。

4. 図面

なし

5. 仕様書

札幌市設計業務共通仕様書、札幌市設計業務等積算基準、鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き（改訂第11版）、鉄道構造物等設計標準・同解説〔コンクリート構造物、その他〕及び特記仕様書による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特 記 仕 様 書

1 業務概要

本業務は、地下鉄南北線の平岸駅～南平岸駅間の既設地下鉄躯体について、当初設計時に見込んでいない荷重を追加した場合において、当該躯体の安全性を確認することを目的に検討を行うものである。

箇所	構造形式
平岸駅～南平岸駅間	5S-30-R200
7k170m 付近～7k445m 付近	4S-30-R200
	3S-30-R200

2 一般事項

- (1) 業務上で不明な点は、業務担当職員と協議を行うこと。また、受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は業務の契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。また、業務着手時には以下の書類を提出すること。

〔提出書類〕

業務着手届、主任技術者・照査技術者経歴書、業務工程表：A 4 版 2 部

- (3) 報告書の取りまとめに際しては、専門知識がなくても分かるよう工夫して資料作成を行うこと。
- (4) 成果品を作成する際には、できる限り両面印刷を活用し、環境負荷の低減に努めること。

3 業務内容

- (1) 地表面上載荷重限界値の検討
 - ・構造形式 5S-30-R200、4S-30-R200、3S-30-R200 に適用する。
 - ・当該区間における現状での地下函体が有する地表面上載荷重限界値を算定する。
 - ・当該区間における地盤条件、材料強度などの実条件を適用する。
 - ・構造解析や照査指標は設計当時の手法と現行の設計手法の 2 ケースとする。
- (2) 地下函体の補強計画検討
 - ・上記検討で地表面上載荷重が 8t/m^2 以下となる場合、函体の補強設計を行い、地表面上載荷重 $=8\text{t/m}^2$ とするための補強工事の概要及び概算工事費を算出する。なお検討は建設当時での評価となるため耐震補強は対象外とする。

4 積算上の留意事項

本業務の積算にあたっては、主として鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き改訂第 11 版（一般社団法人 建設コンサルタント協会）を準用しており、詳細については次のとおりである。

- (1) 地表面上載荷重限界値の検討
 - ・5S-30-R200 4S-30-R200
 - 「RC 地下ラーメン詳細設計（地下構-2、No 2）P212」を準用しており、設計製図及び材料計算は行わないため除外している。
 - また、部材断面、配筋状態は決まっているものとし、作業量から「修正設計(2) 設

計計算及び設計製図を部分的に再検討する場合 P11」を適用し、各項目を補正している。加えて、5S-30-R200、4S-30-R200 は類似構造であることから、「類似構造に対する標準歩掛の補正 2ヶ所の場合 P17」を適用し、歩掛補正（-5%）を行っている。

- ・ 3S-30-R200

「RC 地下ラーメン詳細設計（地下構-2、No1）P212」を準用しており、設計製図及び材料計算は行わないため除外している。

また、部材断面、配筋状態は決まっているものとし、作業量から「修正設計(2) 設計計算及び設計製図を部分的に再検討する場合 P11」を適用し、各項目を補正している。

(2) 地下函体の補強計画検討

- ・ 補強計画の作成

「単独立体交差計画（基本設計）計画-10 No2 P50」を準用している。

- ・ 補強計画図の作成

「単独立体交差計画（基本設計）計画-10 No6 P50」を準用している。

- ・ 概算工事費の算出

「駅舎橋上化計画 計画-14 No9 P58」を準用している。

「修正設計(2) 設計計算及び設計製図を部分的に再検討する場合 P11」の設計計算を適用し 50%を乗じている。

(3) 報告書作成

「修正設計(2) 設計計算及び設計製図を部分的に再検討する場合 P11」の設計計算を適用し 50%を乗じている。

(4) 打合せ

打合せ回数は、中間打合せ 1 回を含む計 3 回を計上しており、積算にあたっての歩掛は、札幌市設計業務等積算基準（令和 6 年 10 月）を適用している。

5 納入成果品について

納入時の成果品は以下のとおりである。成果品提出前に、その内容について業務担当職員と打合せを行うこと。

[納入成果品]

- ・ 業務報告書：A4 版 1 部
- ・ 電子データ：正 副 各 1 部

6 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、各要領・指針等を使用し適切に行うこと。また、使用する各要領、指針については業務作業計画書に記載し、業務主任の承諾を得るものとする。また、業務において使用した特許、公式及び数量等は、その出典を明確に報告書に記載するものとする。
- (2) 主任技術者及び照査技術者の資格については、別紙を参照すること。
- (3) 受託業務の実施にあたっては、法令順守又は不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

- (4) 履行期間は、契約書に示す着手日から令和 7 年 3 月 26 日までとする。
- (5) 仕様書に記載のない事項、その他不明な点は、業務担当職員と協議すること。
- (6) 再委託の禁止について（契約約款第 5 条の取り扱い）

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は、すみやかに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（指定様式）を書面にて提出し、委託者からの再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

● 特記仕様書「主任設計者・照査技術者の配置について」

- (1) 本業務においては、「主任設計者」は〔表-1〕の欄中、◎印を附した部門を1つ以上有する者、または〔表-2〕に該当する者を配置することとする。
- (2) 本業務においては、「照査技術者」(仕様書 1-7)を配置するものとし、〔表-1〕の欄中、◎を附した部門を1つ以上有する者とする。なお、「照査技術者」は「主任設計者」を兼ねることはできない。

〔表-1〕技術士、RCCM資格者

技術士			RCCM		
技術部門	部門指定		専門技術部門	部門指定	
1 機械部門			1 河川・砂防及び海岸部門		
2 船舶・海洋部門			2 湾岸及び空港部門		
3 航空・宇宙部門			3 電力土木部門		
4 電気電子部門			4 道路部門	◎	
5 化学部門			5 鉄道部門	◎	
6 繊維部門			6 上水道及び工業用水		
7 金属部門			7 下水道部門		
8 資源工学部門			8 農業土木部門		
9 建設部門	◎		9 森林土木部門		
10 上下水道部門			10 造園部門		
11 衛生工学部門			11 都市計画及び地方計画部門		
12 農業部門			12 地質部門		
13 森林部門			13 土質及び基礎部門		
14 水産部門			14 鋼構造及びコンクリート部門	◎	
15 経営工学部門			15 トンネル部門		
16 情報工学部門			16 施工計画、施工設備及び積算部門		
17 応用理学部門			17 建設環境部門		
18 生物工学部門			18 建設機械部門		
19 環境部門			19 水産土木部門		
20 原子力・放射線部門			20 電気・電子部門		
21 総合技術監理部門	◎		21 廃棄物部門		

〔表-2〕実務等経験者

「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について 13 年以上の実務経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について 15 年以上の実務経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について 17 年以上の実務経験を有する者

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければ
ならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

- 2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約（再委託）先の名称
 - (2) 下請契約（再委託）する理由
 - (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
 - (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....(総括保護管理者).....

.....(保護管理者).....

.....☐基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック).....

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置がない場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

.....
(連絡責任者)

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

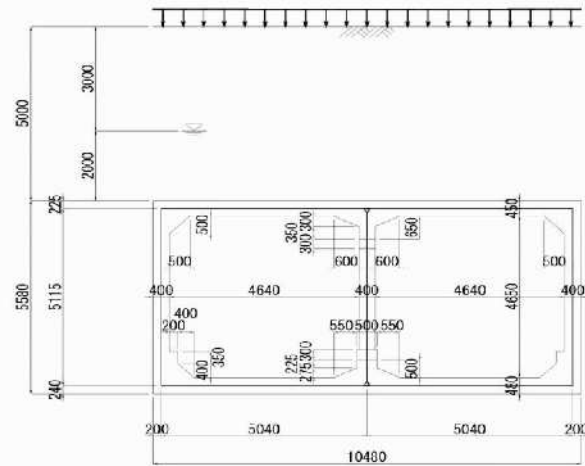
- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

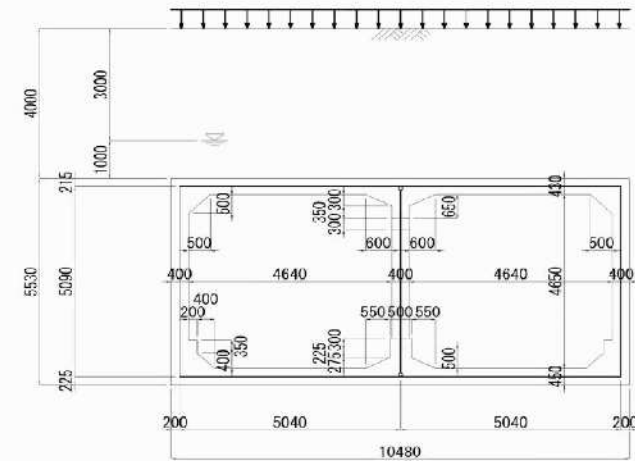
.....

構造寸法図

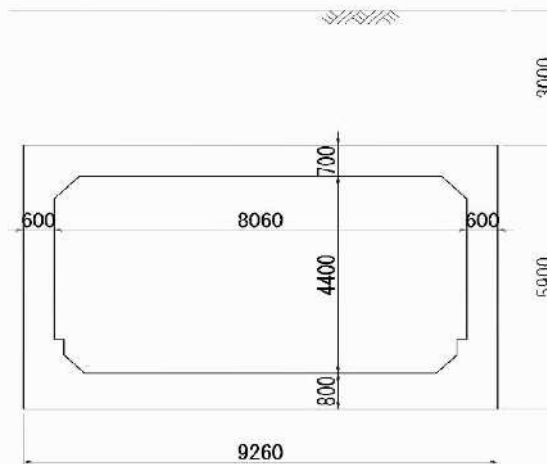
構造形式5S-30-R200



構造形式4S-30-R200



構造形式3S-30-R200



令和6年度設計図

業務名 南北線地下鉄躯体照査検討業務

図面名称 構造寸法図

札幌市交通局高速電車部

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	南北線地下鉄躯体照査検討業務	当 初	業務	設計業務	
					項目	地下鉄躯体照査検討業務	
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要
地下鉄躯体照査検討業務				式	1		
地下鉄躯体照査検討業務				式	1		
地下鉄躯体照査検討業務				式	1		
打合せ				式	1		
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	南北線地下鉄躯体照査検討業務	当 初		業務	設計業務
						項目	地下鉄躯体照査検討業務
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
地下鉄躯体照査検討業務				式	1		
地下鉄躯体照査検討業務				式	1		
地下鉄躯体照査検討業務				式	1		
地表面上載荷重限界値の検討			3断面	式	1		内-1号
地下躯体の補強計画検討				式	1		内-2号
報告書作成				式	1		内-3号
打合せ				式	1		
打合せ			中間打合せの回数 1回	式	1		内-4号
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
旅費交通費(率計上)				式	1		内-5号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	南北線地下鉄躯体照査検討業務	当	初	業務	設計業務
						項目	直接経費
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		内-6号
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	地表面上載荷重限界値の検討				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
断面検討		5S-30-R200	断面	1		単一 1号
断面検討		4S-30-R200				
断面検討		3S-30-R200	断面	1		単一 2号
断面検討						
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	地下躯体の補強計画検討				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
補強計画策定		鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 7号
補強計画図作成		鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 8号
概算工事費算出		鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 9号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	旅費交通費(率計上)				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
旅費交通費率分（設計業務）		滞在を伴わない	式	1		内ー 11号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	電子成果品作成費				単価適用年月	2024. 11	
					歩掛適用年月	2024. 11	
					労務調整-超過-規制		1. 000-00000002000
名 称		規 格		単 位	数 量	数量増減	摘 要
電子成果品作成費		その他設計業務		式	1		内ー 12号
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	補強計画図作成				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）			人	0. 5		
技師（B）			人	2. 5		
技師（C）			人	2. 5		
技術員			人	5		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	概算工事費算出				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）			人	0. 75		
技師（B）			人	1. 25		
技師（C）			人	2. 5		
技術員			人	2. 5		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	報告書作成				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）			人	0. 75		
技師（B）			人	2. 5		
技師（C）			人	1. 25		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	電子成果品作成費				単価適用年月	2024. 11	
					歩掛適用年月	2024. 11	
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000	
名 称		規 格		単 位	数 量	数量増減	摘 要
電子成果品作成費				式	1		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	設計計画				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 19		
技師（A）			人	0. 285		
技師（B）			人	0. 19		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	設計計算				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
技師（A）			人	1. 425		
技師（B）			人	3. 563		
技師（C）			人	4. 038		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	照査				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
			労務調整-超過-規制			1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 95		
技師（A）			人	2. 85		
技師（B）			人	0. 95		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書		設計計画			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 19		
技師（A）			人	0. 285		
技師（B）			人	0. 19		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	設計計算				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）			人	1. 425		
技師（B）			人	3. 563		
技師（C）			人	4. 038		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	照査				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
			労務調整-超過-規制			1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 95		
技師（A）			人	2. 85		
技師（B）			人	0. 95		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 20号内訳書	設計計算				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
技師（A）			人	1		
技師（B）			人	2. 75		
技師（C）			人	2. 75		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 21号内訳書	照査				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
			労務調整-超過-規制			1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	1		
技師（A）			人	1. 5		
技師（B）			人	0. 5		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 22号内訳書					単価適用年月	2024. 11
	設計計画				歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
	名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
	主任技師		人	0. 5		
	技師（A）		人	1. 5		
	技師（B）		人	1. 5		
	技師（C）		人	1. 5		
	合 計					

単-1号

2 次単価表（金抜き）

断面検討		5S-30-R200	単位	断面	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
設計計画	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 13号	
設計計算	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 14号	
照査	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 15号	
計						
単価					円／断面	

単価適用年月	2024. 11
歩掛適用年月	2024. 11
労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000

2 次単価表（金抜き）

断面検討		4S-30-R200	単位	断面	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
設計計画	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 16号	
設計計算	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 17号	
照査	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 18号	
計						
単価					円／断面	

単価適用年月	2024. 11
歩掛適用年月	2024. 11
労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000

2 次単価表（金抜き）

断面検討		3S-30-R200	単位	断面	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
設計計画	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 19号	
設計計算	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 20号	
照査	鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き 改訂第11版	式	1		内一 21号	
計						
単価					円／断面	

単価適用年月	2024. 11
歩掛適用年月	2024. 11
労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000

2 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 11
歩掛適用年月	2024. 11
労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000

打合せ	1回	単位	業務	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
主任技師		人	1. 5		
技師（A）		人	1. 5		
技師（B）		人	1. 5		
計					
単価				円／業務	